

○菅原委員長 ただいまより、経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、報告事項についてを議題といたします。

まず、市営住宅家賃の誤徴収について、理事者から報告願います。

○中野建築部長 市営住宅の事務におきまして、家賃の誤徴収がございましたので、報告いたします。

配付資料に記載のとおり、市営住宅入居者Aの親族からの連絡により、令和5年4月10日に家賃の誤徴収が判明したもので、入居者Aの金融口座から誤って入居者Bの家賃を引き落としていたものであります。誤徴収は平成29年8月から令和5年3月までの68か月にわたるもので、入居者Aからは、21万2千500円が過徴収となり、一方、入居者Bについては、同額が未徴収となっていたものであります。原因は、入居者Aと入居者Bから同時期に市営住宅家賃の口座振替の依頼を受け、市営住宅管理システムに振替口座を登録する過程において、入居者Bの家賃の振替口座を誤って入居者Aの口座としたものであります。なお、他の入居者に同様の誤りがないかどうか、調査したところ、誤りはございませんでした。入居者A及び入居者Bの双方に対しては、令和5年4月13日に市営住宅家賃の誤徴収について謝罪と内容の説明を行い、御理解をいただいたところであり、入居者Aに対しては、令和5年5月1日に誤徴収した家賃と、還付加算金の3万1千898円を合わせた、計24万4千398円を還付し、入居者Bからは、令和5年4月13日に、未納となっていた家賃21万2千500円の全額の支払いを受けております。

今後は、管理システムへの入力内容を複数の職員で確認するなど、チェック体制の充実を図り、再発防止に努めてまいります。

建築部に関わる報告は以上であります。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、永山東光線の事業認可について、理事者から報告願います。

○太田土木部長 土木部からは、永山東光線の事業認可について御報告をいたします。事前に配付させていただいております資料のほうを御覧ください。

本事業は図の紫色で示してございます、都市計画道路3・3・20号永山東光線の整備でございまして、牛朱別川で分断されております中心部と永山地区の交通ネットワークの強化を図り、国道39号、境橋や、環状1号線、豊永橋の渋滞解消を目的とした事業となっております。本事業の実施に先立ちましては、早期の整備計画の実現を目指しまして、北海道に対し、一部区間の道道昇格を要望してございまして、平成26年度に、図の緑色と青色で示してございますが、当該路線及び金星橋通の一部を含め、国道39号から東鷹栖東旭川通、いわゆる外環状までの区間を主要道道、愛別当麻旭川線として、道道昇格していただいたところでございます。

図の緑色で示している北海道第1工区につきましては、北海道が平成27年8月に事業認可を取得し、現在、跨線橋などの整備を実施しているところでございます。

また、第1工区の進捗に合わせまして、北海道は本年3月23日に、図の青色で示してございます、第2工区の事業認可を取得し、事業の延伸を図っております。

本市といたしましても、永山地区と豊岡地区を結ぶ（仮称）豊星橋を含めた市道部分、こちらは図の赤色で旭川市工区と示したところでございますが、こちらの事業認可を本年3月31日に取得したところでございます。

北海道の第1工区及び第2工区の事業認可の概要については、資料に記載のとおりであり、旭川市工区につきましては、事業名を旭川圏都市計画道路事業3・3・20号永山東光線、事業の施行期間につきましては、令和5年3月31日から令和15年3月31日まで、事業認可道路延長は約550メートル、幅員は23メートルから49.5メートルとなっているところでございます。

次に、資料の最下段にございますが、事業スケジュールについてでございます。

現段階においてはまだ想定範囲ではございますが、令和5年度から令和8年度にかけて、橋梁や道路などの実施設計や用地測量などを行い、地元との協議等を踏まえ、状況に応じながら、令和6年度から令和11年度にかけて、用地買収や補償を行ってまいりたいと考えてございます。

また、工事につきましては、橋梁部分から着手し、用地の取得状況等を踏まえながら、順次道路部分の整備を進めていく考えでございます。

なお、用地買収等に時間を要することが想定されますことや、財源確保の観点などから、事業スケジュールにつきましては、状況に応じて柔軟に対応していく必要があるというふうに考えてございます。

次に、資料の右側には完成イメージ図を示してございますが、本事業完了後におきましては、永山地区と豊岡、東光地区のアクセス向上や、国道39号や旭川環状線の交通混雑の緩和だけでなく、通勤通学時の安全で円滑な交通の確保など、市民生活に大きな利便性をもたらす、安全、安心な交通ネットワークの強化が図られるというふうに考えてございます。

本事業は北海道工区と密接に連携しながら進めていく必要がございます。その整備効果を発揮させるためには、同じタイミングで事業を完了させていくということも重要となりますので、北海道とは今後も、互いの進捗状況あるいは財政状況などの情報を共有し、密接に連携しながら事業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

なお、地域に対しましては、都市計画変更を行った平成23年と、一部施工区間が道道昇格した平成26年に地元説明会を開催してございますが、今回の事業認可の取得に伴いまして、改めて、事業スケジュールや土地に係る制限などについて、説明を行いたいと考えてございまして、6月からは新星地区、豊岡地区、それぞれで事業説明会の開催を予定しているところでございます。

今後も事業の進捗等に合わせ説明会を開催するほか、地域の意見をしっかりと聞きながら事業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上が、永山東光線の事業認可についての御報告でございます。よろしくお願いたします。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

○菅原委員長 それでは、次に、2、特定事件の閉会中継続調査付託についてを議題といたします。

行政視察の調査目的及び閉会中の委員会招集事件として本委員会の所管を包括する上で、商工業に関する事項について、観光、スポーツ及び都市間交流に関する事項について、農林畜産業に関する事項について、建設に関する事項について、上下水道事業に関する事項についての以上5件を本委員会の特定事件としたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○菅原委員長 そのように決定させていただきます。

なお、これらの5件につきましては、委員の任期中、閉会中継続調査の特定事件としますので御了承願います。

以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から何か御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

---

散会 午前10時52分